

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第 2 号

米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書（否決）

生産者米価は前年よりも上昇しているものの、生産費を下回った状況で推移している。

平成27年から平成28年産米は、飼料用米の作付増などにより、若干の価格回復が見られるものの、実態は「集落営農法人・組織の8割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」（2017年日本農業新聞景況感調査）に示されているように、担い手層でさえ経営を維持する見通しが立たない価格水準となっている。

平成22年に始まった農業者戸別所得補償制度は、生産調整の実効性確保と直接支払交付金（10アール当たり1万5000円）により、稲作農家の経営を下支えする役割を果たした。しかし、平成26年産米から10アール当たり7500円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊している。しかも平成30年産米から交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では数百万円も減収するなど、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられない。平成30年からの政府による生産調整の廃止も、米価の不安定要因になりかねない。

今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だという観点から、当面、生産費を償う岩盤対策を行い、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求める。

以上の趣旨から、米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

議員提出議案第 3 号

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書（否決）

さきの通常国会で主要農作物種子法（以下「種子法」という。）廃止法が成立した。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲、麦、大豆の原種及び原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農家の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

種子法が廃止されることにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められている。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である種子を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。

以上の趣旨から、都道府県の取り組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと、及び地域の共有財産である種子を民間に委ねることのないよう対策を講じることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

議員提出議案第 4 号

**地域別最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の実現、
中小企業支援の拡充を求める意見書（否決）**

一部の大企業が内部留保を積み増しし、株主配当を大幅にふやす一方で、大多数の働く人々の生活は苦しいままである。パート、臨時、非常勤など、いわゆる非正規雇用労働者は、全雇用労働者の4割に及んでいる。そして、政府も「結婚の壁」と認める年収300万円未満で働く人は、今や全労働者の6割近くに達している。低賃金で不安定な仕事にしかつげず、自立も出産もできない人がふえ、少子・高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長、発達を阻害するという貧困の連鎖も社会問題化している。

2017年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京都で時給958円、最も低い地方は737円、青森県は738円である。この金額では、毎日フルタイムで働いても月11万円～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活はできない。青森県と東京都の格差は時間額で220円にまで広がり、この格差が労働力の流出を招き、高齢化と地域経済疲弊の要因となっている。地域経済を活性化させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

安倍首相は、最低賃金を毎年3%程度引き上げて加重平均で1000円を目指す、GDPにふさわしい最低賃金にするとして、最低賃金の引き上げを表明した。しかし、年3%の引き上げでは、できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円を目指すとした雇用戦略対話での政労使三者合意を先延ばしすることになる。政治的決断で、直ちに目標実現のための施策を講じるべきと考える。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効だと考える。さらに、公正取引の確立の観点からも、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減、賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。中小企業の社会保険料負担の減免制度を設けるなど、中小企業への経営支援を拡充させることで、最低賃金引き上げの全体的な合意が形成されると考える。

以上を踏まえ、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 生計費原則に基づき、地域別最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度を展望し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 中小企業負担を軽減するための支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
- 4 中小企業に対する代金の買いたたきや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む具体的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

議員提出議案第5号

日本政府が核兵器禁止条約に署名し国会が批准することを求める意見書（否決）

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で、国

連加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択された。

核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている現在だからこそ、世界で唯一の戦争被爆国で核兵器の悲惨さを知る国の政府として調印し、国会での批准を経て条約に正式に参加することを強く求める。

核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際人道法などの国際法に照らして、その違法性を明確に述べている。

条文第1条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、締約国に核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵などの禁止を義務づけ、さらに使用または使用の威嚇などを禁止している。

また、第4条では、核兵器国や核の傘のもとにいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくった。

本条約は50カ国が批准した時点から90日後に発効され、既に56カ国が署名し、批准手続が行われている。日本政府は、核兵器保有国との橋渡し役として被爆国の役割を果たすと明言している中で、率先して取り組むべきである。

よって、政府及び国会に対し、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 衆議院・参議院の両院で速やかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

議員提出議案第6号

青森市指定管理者制度導入基本方針に青森市中小企業振興基本条例の趣旨を生かすことを求める決議（可決）

青森市中小企業振興基本条例は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって本市経済の健全な発展並びに本市における雇用の場の創出及び市民生活の安定向上に寄与することを目的として、平成24年6月に制定された。そして、その趣旨をさらに明確に示すべく、平成28年には同条例を改正し、工事の発注、物品及び役務の調達並びに公の施設の指定管理者の選定において受注または参入の機会を増大させるよう努めることとされている対象を、従来の「中小企業者」から「中小企業者で本市に本店又は主たる事務所を有するもの」と改めた経緯がある。

しかしながら、公の施設の管理に民間の能力を活用することを目的として導入された指定管理者制度について、本市が必要な事項を定めた青森市指定管理者制度導入基本方針では、応募資格について「本市に本店又は主たる事務所を有するもの」という規定はなく、「青森市内に事務所等の活動拠点を有すること」としているのみである。これでは、事実上応募可能な中小企業者の範囲は極めて広くなり、本市の公の施設の管理において、青森市中小企業振興基本条例の目的を達することは困難であり、同条例が有名無実化する危険性すらある。

よって、青森市指定管理者制度導入基本方針に、競争性を確保した上で青森市中小企業振興基本条例の趣旨を生かすよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成30年3月23日

議員提出議案第7号

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の 河道掘削の予算の確保を求める意見書（可決）

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として各自治体の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は昨年末、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとしてこの緊急治水対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、おおむね3カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限られている。

よって、政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 河道掘削を含む中小河川緊急治水対策プロジェクトについては、平成29年度補正予算に盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 中小河川緊急治水対策プロジェクトでは、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 今回の中小河川緊急治水対策プロジェクトは、おおむね3カ年の時限的措置であるが、防災・安全交付金を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

議員提出議案第8号

所有者不明の土地利用を求める意見書（可決）

平成28年度の地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上がることが明らかにされた。また、国土計画協会の所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する約720万ヘクタールの所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度があり、所有者の氏名・住所を調べてもわからなければ、その調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続に多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき財産管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力がかかる。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

よって、国においては、所有者不明土地問題の解決を図るため、下記の事項について強く要請する。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地の所有権放棄の可否や管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

議員提出議案第9号

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書（可決）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においてはさまざまな事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方については一層の向上が急務となっている。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。

そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

こうした状況を踏まえ、政府におかれては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう求める。

記

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討するこ

と。

- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障害者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。あわせて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう、国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後、速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

議員提出議案第10号

日米地位協定の抜本的改正を求める意見書（否決）

我が国には、日米安全保障条約と日米地位協定に基づく米軍施設・区域（以下「米軍基地」という。）が、30都道府県に128施設・約980平方キロメートル（2017年度末・米軍専用施設は13都道府県に78施設・約264平方キロメートル）にわたって存在している。

米軍基地に隣接する全国の自治体は、長年にわたって基地の存在によって派生する住民生活への過重な負担を強いられてきた。特に全国の米軍専用施設の約70.4%が集中する沖縄県は、米軍機の事故や航空機騒音、環境問題、米軍人・軍属等による犯罪・事件が後を絶たず、地域住民の生活が危険にさらされ圧迫されている。

沖縄県以外でも米軍艦艇と民間船舶の事故が各地で多発しており、危険性が指摘されるオスプレイの全国展開も進んでいる。日米地位協定の問題は沖縄県だけの問題ではない。

日米地位協定は、日米の安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、1960年に締結されて以来、50年以上もの間、一度も改正されていない。これまで一定の運用改善や環境補足協定の締結等がなされてはきたものの、米軍基地から派生するさまざまな事件・事故等から国民の生命、財産及び人権を守るためにはまだ不十分と言わざるを得ず、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。

よって、国会及び政府においては、下記の措置について万全を期すよう強く要請する。

記

- 1 国民の生命、財産及び人権を守る立場に立ち、日米地位協定を抜本的に見直しすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日
